

特定地域医療提供機関（B水準）

1. 大垣市民病院

指定要件	県確認欄	
B水準の指定要件		
医療機能が以下（1）～（4）の種類のいずれかに該当すること		
（1）三次救急医療機関	第7期岐阜県保健医療計画において、三次救急医療機関に位置付けられていることを確認	○
（2）以下ア～ウのいずれをも満たしている医療機関		○
ア 二次救急医療機関	-	
イ 年間救急車受入台数1,000台以上又は年間夜間・休日・時間外入院件数500件以上	-	
ウ 医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられている	-	
（3）在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関	-	-
（4）地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療を提供する医療機関	-	-
全水準共通の指定要件		
1. 労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること		
（1）当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること	医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理（4）策定プロセスにより確認	○
（2）次に掲げる事項が全て記載されていること		
ア 医師の労働時間の状況	医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理（1）労働時間数により令和4年度の時間外・休日労働時間数が記載されていることを確認	
イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標	医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理（1）労働時間数により令和6年度及び計画終了年度の時間外・休日労働時間数の目標が記載されていることを確認	
ウ 医師の労務管理及び健康管理に関する事項	医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理（2）労務管理・健康管理により労働時間の管理方法や面接指導の実施体制等について記載されていることを確認	
エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項	医師労働時間短縮計画2.労働時間短縮に向けた取組にタスクシフトや医師の業務見直しに関する取組が記載されていることを確認	
2. 医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること	評価センター評価結果通知書の評価項目番号30、31及び35にて面接指導、4及び25にて休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていることを確認	○
3. 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと	労働関係法令の重大・悪質な違反がないことを誓約書により確認	○
4. 知事は、指定をするに当たっては、評価センターの評価結果を踏まえなければならない	評価センターからの評価結果通知書により確認	○

医療勤務環境評価センターによる評価結果

<p>【全体評価】</p> <p>医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。</p> <p>【指摘事項・助言等】</p> <p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取り組みとして、医師の面接指導及び就業上の措置の実施体制が整備されているが、労働時間短縮に向けた研修の実施や周知などに取組むことが必要である。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>
--

2. 中濃厚生病院

指定要件	県確認欄	
B 水準の指定要件		
医療機能が以下（１）～（４）の類型のいずれかに該当すること		
（１）三次救急医療機関	第 7 期岐阜県保健医療計画において、三次救急医療機関に位置付けられていることを確認	○
（２）以下ア～ウのいずれをも満たしている医療機関		○
ア 二次救急医療機関	-	
イ 年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間で夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上	-	
ウ 医療計画において 5 疾病 5 事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられている	-	
（３）在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関	-	-
（４）地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療を提供する医療機関その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた病院又は診療所	-	-
全水準共通の指定要件		
1. 労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること		
（１）当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること	医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理（４）策定プロセスにより確認	
（２）次に掲げる事項が全て記載されていること		
ア 医師の労働時間の状況	医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理（１）労働時間数により令和 4 年度の時間外・休日労働時間数が記載されていることを確認	
イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標	医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理（１）労働時間数により令和 6 年度及び計画終了年度の時間外・休日労働時間数の目標が記載されていることを確認	○
ウ 医師の労務管理及び健康管理に関する事項	医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理（２）労務管理・健康管理により労働時間の管理方法や面接指導の実施体制等について記載されていることを確認	
エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項	医師労働時間短縮計画 2. 労働時間短縮に向けた取組にタスクシフトや医師の業務見直しに関する取組が記載されていることを確認	
2. 医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること	評価センター評価結果通知書の評価項目番号 30、31 及び 35 にて面接指導、4 及び 25 にて休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていることを確認	○
3. 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと	労働関係法令の重大・悪質な違反がないことを誓約書により確認	○
4. 知事は、指定をするに当たっては、評価センターの評価結果を踏まえなければならない	評価センターからの評価結果通知書により確認	○

医療勤務環境評価センターによる評価結果

<p>【全体評価】 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。</p> <p>【指摘事項・助言等】 労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な条件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取り組みとして、タスク・シフト／シェアは実施されているが、労働時間短縮に向けた研修などが計画段階であることから早期実施に向けて取り組む必要がある。労働時間短縮に向けて、さらなる改善に向けての取組が望まれる。</p>
--

3. 岐阜赤十字病院

指定要件	県確認欄	
B 水準の指定要件		
医療機能が以下（1）～（4）の類型のいずれかに該当すること		
（1）三次救急医療機関	-	-
（2）以下ア～ウのいずれをも満たしている医療機関		○
ア 二次救急医療機関	第7期岐阜県保健医療計画において、二次救急医療機関に位置付けられていることを確認	○
イ 年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間で夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上	外来機能報告により年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間で夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上であることを確認	○
ウ 医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられている	第7期岐阜県保健医療計画において、糖尿病、救急医療、災害医療の確保のために必要な役割があることを確認した。	○
（3）在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関	-	-
（4）地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療を提供する医療機関その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた病院又は診療所	-	-
全水準共通の指定要件		
1. 労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること		
（1）当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること	医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理（4）策定プロセスにより確認	
（2）次に掲げる事項が全て記載されていること		
ア 医師の労働時間の状況	医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理（1）労働時間数により令和4年度の時間外・休日労働時間数が記載されていることを確認	
イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標	医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理（1）労働時間数により令和6年度及び計画終了年度の時間外・休日労働時間数の目標が記載されていることを確認	○
ウ 医師の労務管理及び健康管理に関する事項	医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理（2）労務管理・健康管理により労働時間の管理方法や面接指導の実施体制等について記載されていることを確認	
エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項	医師労働時間短縮計画 2. 労働時間短縮に向けた取組にタスクシフトや医師の業務見直しに関する取組が記載されていることを確認	
2. 医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること	評価センター評価結果通知書の評価項目番号 30、31 及び 35 にて面接指導、4 及び 25 にて休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていることを確認	○
3. 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと	労働関係法令の重大・悪質な違反がないことを誓約書により確認	○
4. 知事は、指定をするに当たっては、評価センターの評価結果を踏まえなければならない	評価センターからの評価結果通知書により確認	○

医療勤務環境評価センターによる評価結果

<p>【全体評価】 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。</p> <p>【指摘事項・助言等】 労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師の業務の見直しの実施がなされているが、医師の勤務計画の作成や労働時間短縮に向けた研修の実施などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>

4. 中津川市民病院

指定要件	県確認欄	
B 水準の指定要件		
医療機能が以下（1）～（4）の種類のいずれかに該当すること		
(1) 三次救急医療機関	-	-
(2) 以下ア～ウのいずれをも満たしている医療機関		○
ア 二次救急医療機関	第7期岐阜県保健医療計画において、二次救急医療機関に位置付けられていることを確認	
イ 年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間で夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上	外来機能報告により年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間で夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上であることを確認	○
ウ 医療計画において 5 疾病 5 事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられている	第7期岐阜県保健医療計画において、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、救急医療、災害医療、周産期医療の確保のために必要な役割があることを確認した。	○
(3) 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関	-	-
(4) 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療を提供する医療機関その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた病院又は診療所	-	-
全水準共通の指定要件		
1. 労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること		
(1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること	医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理（4）策定プロセスにより確認	
(2) 次に掲げる事項が全て記載されていること		
ア 医師の労働時間の状況	医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理（1）労働時間数により令和 4 年度の時間外・休日労働時間数が記載されていることを確認	
イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標	医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理（1）労働時間数により令和 6 年度及び計画終了年度の時間外・休日労働時間数の目標が記載されていることを確認	○
ウ 医師の労務管理及び健康管理に関する事項	医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理（2）労務管理・健康管理により労働時間の管理方法や面接指導の実施体制等について記載されていることを確認	
エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項	医師労働時間短縮計画 2. 労働時間短縮に向けた取組にタスクシフトや医師の業務見直しに関する取組が記載されていることを確認	
2. 医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること	評価センター評価結果通知書の評価項目番号 30、31 及び 35 にて面接指導、4 及び 25 にて休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていることを確認	○
3. 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと	労働関係法令の重大・悪質な違反がないことを誓約書により確認	○
4. 知事は、指定をするに当たっては、評価センターの評価結果を踏まえなければならない	評価センターからの評価結果通知書により確認	○

医療勤務環境評価センターによる評価結果

<p>【全体評価】</p> <p>医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。</p> <p>【指摘事項・助言等】</p> <p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な条件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取り組みとして、医師の面接指導及び就業上の措置の実施体制の整備がされているが、医師の勤務計画の作成などが計画段階であることから早期実施に向けて取り組むことが必要である。労働時間短縮に向けて、さらなる改善に向けての取組が望まれる。</p>

5. 東濃厚生病院

指定要件	県確認欄	
B水準の指定要件		
医療機能が以下（1）～（4）の種類のいずれかに該当すること		
(1) 三次救急医療機関	-	-
(2) 以下ア～ウのいずれをも満たしている医療機関		○
ア 二次救急医療機関	第7期岐阜県保健医療計画において、二次救急医療機関に位置付けられていることを確認	
イ 年間救急車受入台数1,000台以上又は年間で夜間・休日・時間外入院件数500件以上	外来機能報告により年間救急車受入台数1,000台以上又は年間で夜間・休日・時間外入院件数500件以上であることを確認	○
ウ 医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられている	第7期岐阜県保健医療計画において、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、救急医療、へき地医療の確保のために必要な役割があることを確認した。	○
(3) 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関	-	-
(4) 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療を提供する医療機関その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた病院又は診療所	-	-
全水準共通の指定要件		
1. 労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること		
(1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること	医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理（4）策定プロセスにより確認	
(2) 次に掲げる事項が全て記載されていること		
ア 医師の労働時間の状況	医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理（1）労働時間数により令和4年度の時間外・休日労働時間数が記載されていることを確認	
イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標	医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理（1）労働時間数により令和6年度及び計画終了年度の時間外・休日労働時間数の目標が記載されていることを確認	○
ウ 医師の労務管理及び健康管理に関する事項	医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理（2）労務管理・健康管理により労働時間の管理方法や面接指導の実施体制等について記載されていることを確認	
エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項	医師労働時間短縮計画2.労働時間短縮に向けた取組にタスクシフトや医師の業務見直しに関する取組が記載されていることを確認	
2. 医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること	評価センター評価結果通知書の評価項目番号30、31及び35にて面接指導、4及び25にて休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていることを確認	○
3. 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと	労働関係法令の重大・悪質な違反がないことを誓約書により確認	
4. 知事は、指定をするに当たっては、評価センターの評価結果を踏まえなければならない	評価センターからの評価結果通知書により確認	

医療勤務環境評価センターによる評価結果

<p>【全体評価】</p> <p>医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。</p> <p>【指摘事項・助言等】</p> <p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や医師の労働時間短縮に向けた取組として、医師の勤務環境改善への取組が実施されているが、医師の労働時間短縮に向けた研修・周知の実施などについて取組むことが必要である。労働時間短縮に向けた自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>
--

6. 岐阜ハートセンター

指定要件	県確認欄	
B水準の指定要件		
医療機能が以下(1)～(4)の種類のいずれかに該当すること		
(1) 三次救急医療機関	-	-
(2) 以下ア～ウのいずれをも満たしている医療機関		○
ア 二次救急医療機関	-	
イ 年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間で夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上	-	
ウ 医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられている	-	
(3) 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関	-	-
(4) 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療を提供する医療機関その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた病院又は診療所	医療計画において循環器内科および心臓外科の専門的な治療が可能である救急医療機能病院に位置付けられており、県内で有数の治療実績をあげている医療機関	○
全水準共通の指定要件		
1. 労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること		
(1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること	医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理 (4) 策定プロセスにより確認	
(2) 次に掲げる事項が全て記載されていること		
ア 医師の労働時間の状況	医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理 (1) 労働時間数により令和 4 年度の時間外・休日労働時間数が記載されていることを確認	
イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標	医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理 (1) 労働時間数により令和 6 年度及び計画終了年度の時間外・休日労働時間数の目標が記載されていることを確認	
ウ 医師の労務管理及び健康管理に関する事項	医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理 (2) 労務管理・健康管理により労働時間の管理方法や面接指導の実施体制等について記載されていることを確認	
エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項	医師労働時間短縮計画 2. 労働時間短縮に向けた取組にタスクシフトや医師の業務見直しに関する取組が記載されていることを確認	
2. 医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること	評価センター評価結果通知書の評価項目番号 30、31 及び 35 にて面接指導、4 及び 25 にて休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていることを確認	
3. 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと	労働関係法令の重大・悪質な違反がないことを誓約書により確認	
4. 知事は、指定をするに当たっては、評価センターの評価結果を踏まえなければならない	評価センターからの評価結果通知書により確認	

医療勤務環境評価センターによる評価結果

<p>【全体評価】</p> <p>医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。</p> <p>【指摘事項・助言等】</p> <p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師の業務の見直しの実施がなされているが、医師の面接指導実施体制や労働時間短縮に向けた研修の実施などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>
--

技能向上集中研修機関（C-1 水準）

1. 大垣市民病院

指定要件	県確認欄	
C-1 水準の指定要件		
都道府県知事により指定された臨床研修病院	医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令に基づく年次報告にて臨床研修プログラム及び時間外・休日労働最大想定時間数が年 960 時間を超えることを確認	○
全水準共通の指定要件		
1. 労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること		
(1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること	医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理 (4) 策定プロセスにより確認	○
(2) 次に掲げる事項が全て記載されていること		
ア 医師の労働時間の状況	医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理 (1) 労働時間数により令和 4 年度の時間外・休日労働時間数が記載されていることを確認	
イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標	医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理 (1) 労働時間数により令和 6 年度及び計画終了年度の時間外・休日労働時間数の目標が記載されていることを確認	
ウ 医師の労務管理及び健康管理に関する事項	医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理 (2) 労務管理・健康管理により労働時間の管理方法や面接指導の実施体制等について記載されていることを確認	
エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項	医師労働時間短縮計画 2. 労働時間短縮に向けた取組にタスクシフトや医師の業務見直しに関する取組が記載されていることを確認	
2. 医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること	評価センター評価結果通知書の評価項目番号 30、31 及び 35 にて面接指導、4 及び 25 にて休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていることを確認	○
3. 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと	労働関係法令の重大・悪質な違反がないことを誓約書により確認	○
4. 知事は、指定をするに当たっては、評価センターの評価結果を踏まえなければならない	評価センターからの評価結果通知書により確認	○

医療勤務環境評価センターによる評価結果

<p>【全体評価】</p> <p>医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。</p> <p>【指摘事項・助言等】</p> <p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取り組みとして、医師の面接指導及び就業上の措置の実施体制が整備されているが、労働時間短縮に向けた研修の実施や周知などに取組むことが必要である。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>
--